

第 48 号

熊本県食品衛生基準条例及び熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例の
制定について

熊本県食品衛生基準条例及び熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次の
ように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県食品衛生基準条例及び熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例
(熊本県食品衛生基準条例の一部改正)

第1条 熊本県食品衛生基準条例(平成12年熊本県条例第20号)の一部を次のように
改正する。

第1条中「第50条第2項及び」及び「措置の基準及び」を削る。

第2条を削る。

第3条第1項中「別表第3」を「別表第1」に改め、同条第2項中「別表第4」を「
別表第2」に、「別表第5」を「別表第3」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3
条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「第3条」を「第2条」に改め、同表第2第26項中「^{しょう}醤油製造業」を「
しょうゆ製造業」に改め、同項第4号中「醤油」を「しょうゆ」に改め、同表を別表第
1とする。

別表第4中「第3条」を「第2条」に改め、同表を別表第2とする。

別表第5中「第3条」を「第2条」に改め、同表を別表第3とする。

(熊本県食の安全安心推進条例の一部改正)

第2条 熊本県食の安全安心推進条例(平成17年熊本県条例第22号)の一部を次のよ
うに改正する。

第17条第3号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」とい
う。)第1条の規定による改正後の食品衛生法第50条の2第2項に規定する公衆衛生
上必要な措置は、改正法附則第5条の規定により、この条例の施行の日から令和3年5
月31日までの間は、第1条の規定による改正前の熊本県食品衛生基準条例第2条に規
定する基準によることとする。

(提案理由)

食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。